

全国高等学校定時制通信制体育大会開催基準要項

1. 総則

全国高等学校定時制通信制体育大会（以下「全国定通大会」という。）を開催し、運営するためにこの基準要項を定める。

2. 目的

全国定通大会は高等学校教育の一環として定時制通信制高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とスポーツ精神の高揚を図り、心身ともに健全な高等学校生徒を育成するとともに、定時制通信制高等学校生徒の相互の親睦を図ろうとするものである。

3. 主催

全国定通大会の主催は、（公財）全国高等学校定時制通信制教育振興会・（公財）全国高等学校体育連盟（以下「全国高体連」という。）及び開催地都道府県教育委員会・関係統括競技団体とする。

4. 後援

- （１）全国定通大会の後援は、文部科学省・厚生労働省・（公財）石沢奨学会・全国高等学校定時制通信制高等学校長会・全国高等学校定時制通信制教頭協会・（公財）日本スポーツ協会・（公財）東京都体育協会・日本放送協会とする。
- （２）競技種目においては、関係する協会・団体を加えることができる。

5. 主管

全国高等学校体育連盟定時制通信制部各競技専門部・開催地高等学校体育連盟及び関係の競技別団体とする。

6. 協賛

全国定通大会に協賛する団体、企業等は、別に定める大会協賛に関する申し合わせ事項に基づき大会協賛に加えることができる。

7. 全国定通大会の経費

全国定通大会の準備並びに運営のための経費は、公益財団法人 J K A 公益事業交付金、全国高体連補助金、各都道府県高等学校体育連盟分担金、参加費、寄付金、協賛金等でまかなう。

8. 全国定通大会開催の申請書の提出

- （１）本部会は、９月に（公財）全国高等学校定時制通信制教育振興会を母体団体とし、全国定通大会を「公益財団法人 J K A 公益補助事業」と位置づけ申請手続きを行う。
- （２）申請後、全国高体連会長あてに、文書で開催を仮申請する。
この仮申請は、補助事業の確定が翌年の４月上旬でなければプレス発表されないことを理由とする。
なお、公益補助事業の申請手続きに支障があった場合や公益財団法人 J K A 公益補助企業として認められなかった場合は、全国定通大会を中止することができる。
- （３）公益財団法人 J K A の補助金交付の中止、その他やむを得ない事情により全国定通大会開催が不可能となった場合は、本部会よりその旨を全国高体連事務局に連絡し、承認を得る。

9. 全国定通大会開催地及び会場の決定

全国定通大会開催地の決定は、本部会各専門部がその決定権を持つ。従って会場の申請手続きほか業務を全て委託し、開催地教育委員会・各競技団体の指示の基、行うこととする。

なお、開催地を変更する場合は、各都道府県及び競技団体関係者と十分に協議することとする。

10. 全国定通大会開催時期及び期間

- (1) 全国定通大会は、夏期休業中の7月21日から8月31日までの間とする。しかし、勤労青少年の大会という趣旨を踏まえ、お盆の時期を中心に開催できるよう配慮する。
- (2) 競技種目別大会の期間は4日以内とする。但し、トーナメント競技並びに選手の健康管理上の理由で4日間を越える場合は、代表委員会の承認を得なければならない。

11. 全国定通大会の内容

- (1) 競技は次の通りとする。(10競技)
陸上競技 自転車 卓球 ソフトテニス 柔道 剣道 バレーボール
バスケットボール サッカー バドミントン
- (2) 全国定通大会の特性を踏まえ、学校対抗戦、都道府県対抗戦を併用する。個人戦も実施することが出来る。

学校対抗戦	自転車・卓球・バレーボール・バスケットボール・サッカー
都道府県対抗戦	陸上競技・ソフトテニス・柔道・剣道・バドミントン
個人戦	陸上競技・自転車・卓球・ソフトテニス・柔道・剣道 バドミントン

12. 引率・監督

全国高体連の規定する「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」に準ずる。

13. 全国定通大会参加資格

- (1) 選手は、学校教育法第1条に規定する高等学校に在籍する生徒であること。
- (2) 選手は、都道府県高等学校体育連盟定時制通信制部に加盟している生徒で、当該競技実施要項により全国定通大会の参加資格を得たものに限る。
- (3) 選手は、各都道府県の予選会または各都道府県高等学校体育連盟の推薦により選出されるが、同一競技には3年制課程の場合は3回、4年制課程の場合は4回出場することができる。但し、学年の区分を設けない課程に在籍する生徒の場合は、同一競技4回限りとする。
なお、原級留置その他諸事情により同一学年において2年連続または3年連続出場する場合も出場回数は規定通りとする。
- (4) 年齢制限はなし
- (5) 当該年度の全国高等学校総合体育大会（各都道府県予選大会・各競技団体が定める高校生以上を対象とした全国大会も含む）出場者及び出場校は、除く。
- (6) チームの編成においては、全国高体連の規定する「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」に準ずる。なお、定時制課程と通信制課程の合同チームの編成は、以下の規約のとおりとする。

ア 同一敷地内定通併置校

定時制課程・通信制課程併置校における合同チーム参加資格の特例及び規約

イ 同一敷地内ではない定時制課程と通信制課程

定時制課程通信制課程における合同チーム参加資格の特例及び規約

- (7) 広域通信制に在籍する生徒は、連携校が所在地の各都道府県高等学校体育連盟に加盟していること。連携校に所属しない遠隔地の生徒については、本校所在地の高等学校体育連盟に加盟していること。
- (8) 外国人留学生については、全国高体連の規定する「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」に準ずる。
- (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターへ加入していること。
- (10) その他、参加に関して特別な許可が必要となる場合は、必ず全国高体連理事会において承認されなければならない。
- (11) 競技種目別参加資格規定を満たしている生徒であること。

14. 全国定通大会役員

別に定める「大会役員編成基準」による。

15. 全国定通大会標章

- (1) 全国定通大会の標章は、昭和 24 年に制定された全国高体連標章を使用する。

また、「公益財団法人 JKA 公益補助事業」として定められた「競輪マーク」を関係する印

刷物、標示物に明記しなければならない。

- (2) その他「標章」の使用については、全国高体連の規定する「全国高等学校総合体育大会開催基準要項」の 15 の (2) (3) に準ずる。

16. 競技種目別大会の運営

競技種目別大会の運営は、各競技専門部と関係統括競技団体及び各競技団体とが密接な連絡をとりながらこれにあたる。

17. 競技種目別大会の実施要項

各競技専門部は、9 月の公益財団法人 JKA 公益補助事業申請内容を確認した上で、専門部会において協議し、実施要項案を作成し、前年度の 1 月に開催される全国高体連定時制通信制部代表委員会各専門部委員会に提出し、承認を得なければならない。

18. 参加申し込み

都道府県大会において選抜または選考された者について、都道府県高等学校体育連盟会長は、都道府県対抗競技種目の場合は都道府県高等学校体育連盟定時制通信制部部長と、学校対抗の場合は当該校長と連署して所定の様式により定められた期限までに各競技専門部大会事務局に、都道府県高等学校体育連盟会長の責任のもとに申し込むものとする。上記以外の申し込みは認めない。また、各競技専門部が定める申込期限を過ぎた場合も参加できない。

19. 全国定通大会参加費

- (1) 全国定通大会参加者は、参加費を納入する。
- (2) 参加費の額は、全国高体連において定めた額を基準とする。
- (3) 参加費の納入方法は、各競技専門部がこれを定める。
- (4) 参加費は、競技種目別大会運営費にあてる。

20. 全国定通大会参加賞

- (1) 各競技専門部は、代表委員会の承認を得て参加賞を作成することができる。
- (2) 参加賞は、全国定通大会に参加した選手に支給する。また、参加賞は全国定通大会参加を証するもので、会場の入場を許可するものでもある。
- (3) 参加賞制作に関わる費用は、各競技専門部が負担する。

21. 全国定通大会の式典

各競技大会において、開会式及び閉会式を行う。なお、開会式に出席する主賓・来賓については、本部会と協議し、決定する。

式典要項及び基準は、各競技専門部において別に定める。

22. 表彰

- (1) 各競技種目とも、上位入賞者に大会会長及び本部会部長より賞状・メダルを授与する。団体優勝には、文部科学大臣杯及び厚生労働大臣杯を授与する。競技種目ごとの入賞者数は、各競技大会の開催要項に定める。
- (2) 各競技種目には、各競技専門部が別に定める表彰及び選考基準により特別表彰を設置することができる。
- (3) 各競技種目とも、全国定通大会において上位入賞しなかった者かつ定時制課程に在籍する者の中から、敢闘賞として（公財）石澤奨学会理事長より「（公財）石澤奨学会理事長賞」を授与する。

23. プログラム

- (1) プログラムは競技種目別大会プログラムとする。
- (2) 競技種目別大会プログラムには、商業広告を掲載することができる。掲載した広告料の収入は、各競技専門部が収受する。
- (3) プログラムの表紙には、（公財）全国高等学校体育連盟標章規定及び公益財団法人 JKA 公益補助事業実施要領により、高体連マーク及び競輪マークをそれぞれ表示しなければならない。
なお、競輪マークの表示については表面積の 10 パーセント以上を占めなければならない。
- (4) プログラム収入の会計処理については、各競技専門部があたる。

24. 宿泊

- (1) 選手の宿泊については、本部会が別に定める「参加者要項」に準ずる。なお、宿泊に関係する業務は、各競技専門部において行う。
- (2) これらの業務を宿泊・旅行業者に委託することができる。

25. 報道

- (1) 報道員の範囲は、新聞社、雑誌社、ラジオ、テレビ、ニュース映画社の所属社員で日本新聞協会、雑誌協会、写真記者協会、ニュース映画記者協会にそれぞれ加入している者及び各競技専門部部長が許可した者に限る。
- (2) 報道員に関しては、必ず受付を行い、各競技専門部で作成した報道員章（腕章・帽子・ID カード・ベスト着など）を貸与し、その報道員章によって全国定通大会会場に入場し取材、写真撮影をすることができる。各会場では、指定された場所で取材・写真撮影を行うものとする。
- (3) 全国定通大会において得た情報及び写真を放送及び掲載する場合は、本部会部長の承認を得なければならない。